〇〇〇自主防災会規約 (案)

(名称)

第1条 この会は、○○○自主防災会(以下「防災会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災会の事務所は、○○○に置く。

(目的)

第3条 防災会は、住民の隣保協同の精神に基づく、自発的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による住民の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
 - (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、環境衛生等の各種応急対策に 関すること。
 - (5) 防災資機材等の整備・備蓄に関すること。
 - (6) その他、防災会の目的を達成するために必要な事項(会員)
- 第5条 防災会は、○○○区における世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 人
- (2) 副会長 人
- (3) 部長 人
- (4) 班長 人
- (5) 会計 人
- (6) 監査委員 人
- 2 役員は、区の役員をもって充てる。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
- 4 役員を選任したとき、会長は市長に届け出るものとする。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、防災会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時にお ける応急活動の指揮監督を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた ときは、その任務を代理する。
- 3 部長は、会長の命を受け、部の活動の指揮監督を行う。
- 4 班長は、部長の命を受け、班の連絡調整及び班活動の指示を行う。
- 5 会計は、防災会の会計をつかさどる。
- 6 監査委員は、防災会の会計を監査する。

(会議)

第8条 防災会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 役員の選任に関すること。
 - (6) その他総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。 (役員会)
- 第10条 役員会は、第6条第1項の役員をもって構成する。
- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第11条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災 計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、環境衛生に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備・備蓄に関すること。
- (6) 東海地震予知情報、警戒宣言等の発表に伴う対策に関すること。
- (7) その他必要な事項

(会費)

第12条 防災会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

- 第13条 防災会の運営に要する経費は、会費、補助金等をもって充てる。 (会計年度)
- 第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (会計監査)
- 第15条 会計監査は、毎年1回監査委員が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。